

高知くらしの護身術

260

消費者契約法

不当な場合は取り消せる

(2012年9月18日掲載原稿)

「消費者契約法」は事業者の一定の行為により消費者が「誤認」や「困惑」をした場合、契約を取消することができる権利や、「消費者の利益を不当に害する契約条項」の無効を主張できる権利を消費者に認めた法律です。

消費者と事業者との間で締結した契約の全てが対象となります。

①粗悪な布団なのに「最高の羽毛を使った布団」などと契約の重要事項（商品・サービスの質や用途、価格、取引条件など）について事実と違うことを言う。②「必ず儲かる」などと将来消費者が受け取るべき金額など、不確実なことを断定的に言う。③不動産業者が目の前に高層ビルが建つ予定を知りながら「眺望や日当たりが最高」と言ってマンションの購入を勧めるなど、重要事項について消費者の利益になることのみを告げ、消費者の不利益になる事実を故意に告げない。④自宅に居座り、いくら帰ってくれと言っても帰らない。⑤販売会場や店舗でいくら断っても帰してくれない。などの事業者の行為により消費者が誤認、困惑して行った契約は取消することができます。

契約の取消しは、おかしいと気づいてから6ヶ月、契約してから5年以内であれば可能です。

契約が取消されると、消費者と事業者の両方に原状回復義務が発生し、お互いに得た利益があれば返還することになります。

契約条項については①事業者の損害賠償責任を免除したり制限する条項②平均的損害額を超える不当に高額な解約損料を定める条項③年14.6%を超える不当に高額な遅延損害金を定める条項④消費者の利益を一方的に害する条項、について無効を主張することができます。

これらの判断は難しい場合がありますので、おかしい、だまされたと思ったら消費生活センターや法律の専門家に相談してください。